

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>変動金利定期貯金規定（単利型）</p>	<p>変動金利定期貯金規定（単利型）</p>
<p>1～3 （省略）</p>	<p>1～3 （省略）</p>
<p>4 利息</p>	<p>4 利息</p>
<p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>a 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>(a) 現金で受け取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(b) 貯金口座へ振り替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。</p> <p>b 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>a 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>b 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>(a) 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>ア 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>イ 1年以上2年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、アおよびイの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	<p>(1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A 現金で受け取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>B 貯金口座へ振り替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの貯金とともに支払います。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>b 1年以上2年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、aおよびbの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(b)</u> 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p><u>ア</u> 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p><u>イ</u> 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p><u>ウ</u> 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p><u>エ</u> 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p><u>オ</u> 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、<u>ア</u>から<u>オ</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5 貯金の解約、書替継続</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) この貯金は、<u>a</u>、<u>b(a)から(f)</u>および<u>c(a)から(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)から(f)</u>または<u>c(a)から(e)</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><u>a</u> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>b</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>(a)</u> 暴力団</p> <p><u>(b)</u> 暴力団員</p> <p><u>(c)</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>(d)</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>(f)</u> その他前各号に準ずる者</p> <p><u>c</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>(a)</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為</p>	<p><u>B</u> 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p><u>a</u> 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p><u>b</u> 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p><u>c</u> 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p><u>d</u> 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p><u>e</u> 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、<u>a</u>から<u>e</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>5 貯金の解約、書替継続</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) この貯金は、<u>第1号</u>、<u>第2号AからF</u>および<u>第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号AからF</u>または<u>第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><u>①</u> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>②</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>A</u> 暴力団</p> <p><u>B</u> 暴力団員</p> <p><u>C</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>D</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>F</u> その他前各号に準ずる者</p> <p><u>③</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>A</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><u>E</u> その他前各号に準ずる行為</p>

改正後	改正前
<p>6～8 (省略)</p> <p>9 盗難通帳・証書による払戻し等</p> <p>(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><u>a</u> 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><u>b</u> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p><u>c</u> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除きます。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>b</u> 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5)～(7) (省略)</p>	<p>6～8 (省略)</p> <p>9 盗難通帳・証書による払戻し等</p> <p>(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p>② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p>① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5)～(7) (省略)</p>
<p>10～11 (省略)</p> <p>12 保険事故発生時における貯金者からの相殺</p>	<p>10～11 (省略)</p> <p>12 保険事故発生時における貯金者からの相殺</p>

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>b 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>a この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。</p> <p>b 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p>13 休眠預金等活用法にかかる異動事由</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。)</p> <p>(2) 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)</p> <p>a 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>b 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p>(3) 貯金者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>	<p>13 休眠預金等活用法にかかる異動事由</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」という。)に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。)</p> <p>② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>
<p>14 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p>	<p>14 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p>

改正後	改正前
<p>a 第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>b 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>c 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。</p> <p>d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項bにおいて、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>a 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>b 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>(a) 第13条に掲げる異動事由</p> <p>(b) 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。</p> <p>c 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日</p> <p>d この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日</p> <p>e 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>	<p>① 第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。</p> <p>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。</p> <p>③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>
<p>15 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>a この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p>a 当組合がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受</p>	<p>15 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p>① この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p>① 当組合がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受</p>

改正後	改正前
<p>けていること</p> <p><u>b</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p> <p>16 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2026年7月1日現在)</p>	<p>受けていること</p> <p><u>㉔</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p> <p>16 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2024年4月1日現在)</p>